

保険証が使えない場合があります

～柔道整復師(接骨院・整骨院)にかかる場合～

接骨院や整骨院などの柔道整復師の施術を受ける時は、保険証が「使える場合」と「使えない場合」がありますので、十分注意してください。

保険証が使える場合(例)



- ・外傷性のねんざ、打撲(例：スポーツでのねんざなど)
- ・医師の同意がある場合の骨折、脱臼
- ・応急手当で行う骨折、脱臼(応急手当後の施術には医師の同意が必要)



保険証が使えない場合(例) ※全額自己負担となります



- ・日常生活における単純な疲労や肩凝り、腰痛、体調不良など
- ・病気(神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど)による凝りや痛み
- ・病院などでも同時期に同じ個所を治療している場合
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術



施術を受ける場合の注意点

- ・負傷原因を正確に伝えてください(外傷性の負傷でない場合は保険証が使えません)
- ・療養費支給申請書は必ず自署(サイン)してください(白紙の用紙にサインすることは間違った請求につながりますので、注意してください)

市では、保険証を使って接骨院・整骨院で施術を受けた人に、負傷原因、施術部位や回数などをお聞きすることがあります

重複受診はやめましょう

同じ疾患で、複数の医療機関にかかる「重複受診」はやめましょう。医療費が増加するばかりではなく、検査や薬の重複などで、体に悪影響を与える心配があります。また、重複受診や多受診の人を対象に、健康保持増進、医療費適正化を図るために、健康相談事業(家庭訪問)を行っています。ご協力をお願いします。



神林支所地域福祉室
石嶋主査